

広陵高等学校生徒指導規定

生徒指導目標

- 自他の生命の尊重や倫理観等を養い、社会生活上のルールを守る
- 規範意識の育成により、他者と協調しつつ自律的に社会生活を送ることができる生徒の育成に努める

I 学校生活に関すること

1 欠席・遅刻・早退について

- (1) 欠席・遅刻をする場合は、保護者が学校 HP の連絡フォームまたは電話で学校へ連絡する。
- (2) 8:25 までに HR 教室に入室、着席して朝読書を行う。
8:30 以後の入室は遅刻とする。生徒指導室で入室許可証の発行を受け、学級担任に提出する。
- (3) 早退・外出については、生徒指導室で早退・外出許可証を受け取り、担任及び生徒指導部の許可をもらう。(無断早退、無断外出は指導対象とする。)
- (4) トイレや保健室等の理由で、授業に遅れて入る、あるいは授業を途中で抜け、再び教室に入る場合は、授業入室許可証を受け取り、授業担当に提出する。

2 交通違反・事故の防止について

交通規則を厳守し、本校生徒の中から一人の被害者・加害者も出さないよう努める。

- (1) 自転車通学をする場合のルールは以下の通りとする。
 - ① 道路交通法、ならびに運転マナーを守り、自他の安全に注意すること。
 - ② 賠償事故への補償が付帯された保険に、必ず加入すること。
 - ③ 学校まで通学する場合、自転車に本校規定のステッカーを貼ること。
 - ④ 盗難防止のため、2カ所以上施錠すること。
 - ⑤ 以下の2点は指導の対象とする。
 - A 道路交通法違反(二人乗り、スマートフォン等を操作しながらの運転、音楽を聴きながらの運転、傘をさしての運転 など)
 - I 登下校時において、通行禁止区域の通行及び、指定駐輪場以外への駐輪

【補足事項】

●登下校中に交通事故にあった場合

歩行中、あるいは自転車乗車中に交通事故にあった場合は、動揺すると思いますが、落ち着いて行動することが肝心です。事故の状況や、けがの有無にかかわらず、まずは保護者に連絡してください。また、事故の当事者どうし話し合いで済ませることなく、警察にも必ず連絡しましょう。学校(担任または生徒指導部)にはできるだけ速やかに連絡をしてください。

●自転車運転上の注意

高校生が当事者になる交通事故の大半が、自転車事故です。自転車は車両であり、道路交通法が適用されます。加害者になった場合、その過失の大きさにより、多額の賠償金の支払いを命じられた事例もあります。通学中に限らず、自転車を運転するときは、道路交通法に従い、加害者にも被害者にもならないよう心掛けてください。

- (2) バイク及び自動車の免許取得は禁止する。
(3年生の免許取得は四輪のみ、決められた日以降に取得可能)

3 スマートフォンについて

- (1) 下記の時間帯以外の校内でのスマートフォンの使用は禁止とする。

①登校から 8:25 まで

②昼休み 12:35～13:15

③AHR 終了後から下校まで

※8:25～12:35、13:15～AHR この時間帯は電源を切り、自己管理する。

※7 時間目の授業がある生徒は、7 時間目の授業・AHR 終了後まで使用禁止とする。

- (2) 歩きながら、移動しながらの使用はしない。基本は、周りに人に迷惑をかけたり、不快な思いをさせたりすることがないように注意する。

※公共の場での使用ルール・マナーを守って使用すること。

- (3) 法規・法令や社会のルールやマナーに違反する使い方はしない。

- (4) 上記の内容に違反した場合、指導の対象とする。

ア 授業中における携帯・スマホの使用があった場合、規程に基づいて指導する。

イ 公共の場での使用ルール・マナーに反した場合、その内容に応じて指導を行う。

ウ 法規・法令に違反した行為や SNS などへの誹謗中傷の書き込みは特別指導とする。

II 頭髪・服装等に関すること

1 制服等について

- (1) 本校規定のものを着用する。

- (2) 制服は改造しない。

- (3) 冬季制服（10 月～5 月頃）

ア 本校規定のネクタイ、ブレザー、ベスト、セーターを着用する。

イ シャツ・ブラウスの下のハイネックは禁止する。

ウ ブレザー着用時は、シャツ・ブラウスは第 1 ボタンまで留め、ネクタイを着用する。

エ 式典時にはブレザー・ネクタイを着用する。

オ ブレザーには必ず学年章を付ける。（色は学年ごとに指定）

カ 登校時の防寒着・手袋・マフラー・耳当ての着用は可。

※防寒着は、ブレザーの上から着用すること

キ タイツの着用を認める。（色は黒のみ）

- (4) 夏季制服（6 月～9 月頃）

ア 本校指定のシャツ（半袖・長袖）を着用する。ネクタイ、ブレザーは着用しない。

イ アンダーシャツは、無地またはワンポイントとする。

- (5) 靴下は黒か紺の無地またはワンポイントで、長さはひざ下までのものとする。

- (6) スカート丈は膝が隠れる長さとする。

2 靴、カバンについて

- (1) 通学靴は、以下のよう定める。

ア 黒・紺のコインローファーまたは、黒・紺を基調としたスニーカーとする。

ただし、ブーツ、ハイカットスニーカー、厚底の靴、ハイヒール、サンダルは禁止とする。

イ 雨や雪などの天候の場合、あるいはそれが予想される場合は、その天候に適した靴での通学は可能とする。

- (2) カバンは、A 4 サイズ以上の大きさのリュック等とし、貴重品の管理ができるよう、ファスナー等が付いたものとする。

3 頭髪等について

- (1) 【男子】

- ・前：目にかかる時は整髪する
※センター分けの場合、毛先が目の下までのびているときは整髪する
 - ・横：耳にかかる時は整髪する
 - ・後：カッターシャツの襟が隠れる時は整髪する
- (2) パーマ・染髪・脱色・ヘアーマニキュア・ヘアーアイロン・整髪料(ワックス・オイル等の使用)は禁止する。その他、バランスの悪い髪型等はその都度指導する。違反の甚だしい者については下校させ、違反箇所を直して再登校させる。
 - (3) 前髪は、目にかからない長さとする。
 - (4) ヘアピンは飾りのない黒、髪を束ねるときのゴムは黒・紺・茶で無地のものを使用する。カチューシャ・バレッタ・クリップ・シュシュ等の使用は禁止する。
 - (5) 化粧はしない。リップクリーム・日焼け止めは無色以外使用しない。
 - (6) 眉毛は、描く・染色・脱色はしない。

4 装飾品について

- (1) 装飾品は着用禁止とする。(ピアス・ブレスレット・数珠・ネックレス・スポーツネックレスなど)

Ⅲ その他

1 アルバイトについて

- (1) アルバイトは原則禁止する。
- (2) やむを得ずアルバイトを行わなければならない場合、手順は以下の通りとする。
 - ① 担任にアルバイトをしたい旨を伝える。
 - ② 「アルバイト許可申請書」を生徒、保護者で記入し、担任に提出する。
 - ③ 学年主任および生徒指導部で審議し、許可するかしないかを決定する。
 - ④ 許可されれば「アルバイト許可証」に仕事内容や条件等を、アルバイト先の責任者に記入してもらい、担任を通じて、生徒指導部に提出する。

※アルバイト先については、採用面接を行う前に必ず担任に相談すること。
- (3) アルバイトによって生活の乱れや成績低下が見られた場合、アルバイト許可を取り消す。
- (4) 夜 9 時以降にかかる仕事や危険を伴う仕事、お酒を主に扱う居酒屋等でのアルバイトは禁止する。
- (5) 上記の内容に違反した場合、指導の対象とする。

2 持ち物について

- (1) マンガ、雑誌、菓子類、トランプなど、学習に不必要な物品の校内持ち込みは禁止とする。

特別指導に関する事項

1 教育上必要と認められる場合、以下の問題行動を起こした生徒に対し、特別指導を行う。

- (1) 法規・法令に違反する行為。
 - ① 飲酒・喫煙
 - ② 暴力・威圧・強要
 - ③ 建造物・器物破損
 - ④ 窃盗・万引き
 - ⑤ 性犯罪に関するもの
 - ⑥ 薬物乱用
 - ⑦ 交通違反

- ⑧ 刃物等所持
 - ⑨ 不正乗車（公共交通機関のもの）
 - ⑩ 未成年者による選挙運動・政治的活動に関する違反行為
 - ⑪ その他の法規・法令に違反する行為
- (2) 本校の規則等に違反する行為
- ① 喫煙準備行為（タバコ所持等）
 - ② いじめ
 - ③ 不正行為
 - ④ 無断免許取得及び乗車
 - ⑤ 無断アルバイト
 - ⑥ 暴走族等への加入
 - ⑦ 指導に従わないなどの指導無視及び暴言等
 - ⑧ その他、学校が教育上指導を必要とすると判断したとき
- 2 特別指導は、次の通りとし、問題行動の重大性、問題行動の悪性並びに過去の特別指導及び懲戒処分の有無・内容等を鑑みて、学内に設置した生徒指導委員会で審議し、校長が決定する。
- ※生徒指導委員会は、校長、教頭、当該学年主任、当該クラス担任及び生徒指導部員にて構成する。
- (1) 校内反省指導
- (2) 家庭反省指導
- 3 特別指導及びその期間は、生徒指導委員会にて審議し、その提案をもとに校長が決定する。
- 4 特別指導の通告及びその解除は、学年主任、クラス担任または生徒指導部員が行う。

懲戒に関する事項

1 懲戒の手続き

- (1) 校長は、生徒が問題行動を起こし、懲戒処分が相当と判断した場合には、懲戒委員会の審議を経て、「学校法人広陵学園広陵高等学校学則 第7章 賞罰」に則り、懲戒を加える。
- (2) 前項の懲戒は、退学、停学または訓告とし、問題行動の重大性、行動の悪性並びに過去の特別指導及び懲戒処分の有無・内容等を鑑みて、懲戒委員会で審議し、校長が決定する。
- (3) 校長は、懲戒処分を決定するにあたり、生徒及び保護者に対して、弁明の機会を与えなければならない。
- (4) 校長は、生徒及び保護者に対して、懲戒処分の内容は書面を交付して通告する。
- (5) 停学の解除は、校長が生徒及び保護者に対して行う。
- (6) 懲戒を加えた場合は、指導要録に懲戒処分の内容、期間及び理由を記載する。
- (7) 懲戒委員会は、校長、教頭、事務長で構成する。